

「企業の教育への積極的な関与を 促進するための税制上の所要の措置」 について

経済産業省 経済産業政策局 産業人材課

企業の教育への積極的な関与を促進するための税制上の所要の措置

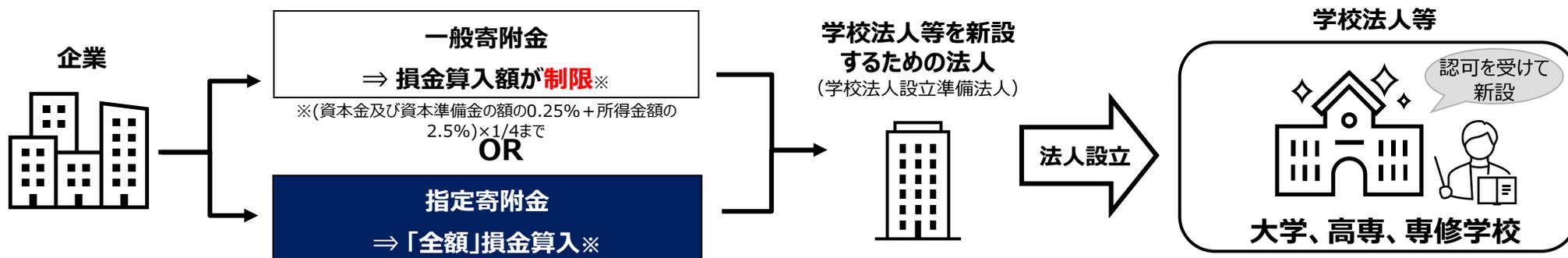
- 学校法人等を新設するための費用に充てられる企業等が支出する寄附金について、一定の要件を満たすものは、個別審査を経ずに指定寄附金（全額が損金算入）の対象となる。
- これにより、私立の大学や高等専門学校、専修学校（大学卒業相当）を設置するための企業による寄附を促す。

対象となる寄附金の要件

1. 私立の大学、高等専門学校又は専修学校（大学卒業相当）（以下「大学等」という。）を設置する学校法人等の設立に必要な費用に充てるもの
2. 財務大臣に対して届出を行った日から令和10年3月31日までの間に、学校法人設立準備法人に対して支出されるもの
3. 当該学校法人等の設立前に学校法人設立準備法人に対して支出される寄附金で、法人税法施行令第75条に規定する寄附金に該当するもの
4. 設置しようとする大学等が、学校法人設立準備法人の設立後5年以内で募集要綱に定める日までに設置認可がされない場合には、当該学校法人の設立及び当該大学等の設置に特に必要となる費用に充てられたものの額を控除した残額について、国又は地方公共団体に寄附するものとして募集するもの

➡ **これらの要件をすべて満たす寄附金は、申請・審査を経ることなく、全額損金算入が可能**

（参考）現行制度の概要



※申請・審査が必要

寄附金募集までの流れ（イメージ）

手順① 学校法人設立準備法人から文部科学省又は都道府県への書類提出

学校法人等を新設
するための法人
(学校法人設立準備法人)



指定寄附金の活用にあたり
必要な書類の提出

(学校法人の設立に関する認可申請等に向けた準備状況を証する書類)

(※) 大学・高等専門学校を設置しようとする場合・・・文部科学省
専修学校を設置しようとする場合・・・都道府県

文部科学省
又は 都道府県 (※)



(文部科学省又は都道府県への提出が必要な書類)

- 設立趣意書
- 設立決議録
- 設立認可の申請をする予定の大学等の概要を記載した資料 等

提出先である文部科学省（専修学校を設置しようとする場合には、都道府県）において書類を確認し、問題がなければ、当該学校法人設立準備法人に対し、「**指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書**」を交付。

手順② 学校法人設立準備法人から財務省への書類提出

学校法人等を新設
するための法人
(学校法人設立準備法人)



指定寄附金の活用にあたり
必要な書類の提出

(令和5年財務省告示第96号に定める届出書)

財務省



(財務省への提出が必要な書類)

- 指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書の写し
- 学校法人設立準備法人の定款、寄附行為、規則等
- 寄附金募集要綱 等

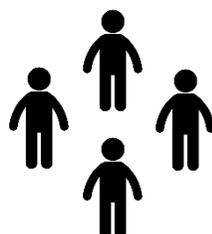
財務省において所定の届出書に不備がないかを確認でき次第、財務省から当該学校法人設立準備法人に対し、「**学校法人設立準備法人の募集する寄附金に関する届出書の受理書**」を交付。本受理書の交付をもって、学校法人設立準備法人の募集する寄附金は指定寄附金となります。

手順③ 指定寄附金の募集

学校法人等を新設
するための法人
(学校法人設立準備法人)



一般への募集



(指定寄附金の募集における要件)

- 広く一般に募集すること。
- 募集要綱に、設置しようとする大学等が、学校法人設立準備法人の設立後5年以内で募集要綱に定める日までに認可されない場合には、国又は地方公共団体に寄附する旨を定めていること。
- 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。

お問い合わせ先

■ 制度全般に関して

経済産業省 経済産業政策局 産業人材課 (03-3501-1511 (内線2671))

■ 指定寄附金の活用に係る文部科学省または都道府県への書類提出等の手続に関して

文部科学省 私学部 私学行政課
法規係・企画係 (03-5253-4111 (内線2532、2533))

■ 指定寄附金の活用に係る財務省への書類提出の手続に関して

財務省 主税局 税制第三課 審査係 (03-3581-4111)

【参考】寄附税制の概要（法人税）

寄附金の区分	国・地方公共団体 に対する寄附金 <例> ・公立高校 ・公立図書館 など	指定寄附金 （公益を目的とする事業を行 う法人等に対する寄附金で公益 の増進に寄与し緊急を要する特 定の事業に充てられるもの） <例> ・国宝の修復 ・オリンピックの開催 ・赤い羽根の募金 ・私立学校の教育研究 ・国立大学法人の教育研究 など	特定公益増進法人 に対する寄附金で法人の主たる目的 である業務に関連するもの （注1） 【特定公益増進法人】 ○独立行政法人 ○一定の地方独立行政法人 ○日本赤十字社など ○公益社団・財団法人 ○学校法人等 ○社会福祉法人 ○更生保護法人	認定特定非営利活動法人等 に対する寄附金で特定非営利活動に係る事業 に関連するもの （注1）	一般寄附金
寄附をした者の取扱い	全額損金算入 （注2）	全額損金算入	以下を限度として損金算入 （資本金及び資本準備金の額の0.375%＋所得金額の6.25%） $\times 1/2$ （注3）		以下を限度として損金算入 （資本金及び資本準備金の額の0.25%＋所得金額の2.5%） $\times 1/4$

（注1）出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金（例：寄附金の使途を出資業務に限定して募集された寄附金）を除く。

（注2）認定地方公共団体のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金については、全額損金算入に加えて、（寄附金 \times 40%－住民税からの控除額）と寄附金 \times 10%とのうちいずれか少ない金額の税額控除（法人税額の5%を限度）ができる。

（注3）特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人等に対して法人が支出した寄附金のうち損金算入されなかった部分については、一般寄附金とあわせて（資本金及び資本準備金の額の0.25%＋所得金額の2.5%） $\times 1/4$ を限度として損金算入される。